特定排出事業者の産業廃棄物適正処理報告書 記入要領 (製造業)

【目 次】

報	告者名等の記入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
1	事業場における産業廃棄処理の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
2	産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する事項・・・・・・・・・	• 2
	(1)産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
	(2)産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総括的な責任を担う組織の設置及び・・・	• 3
	取組の状況	
	(3)産業廃棄物管理責任者の役職及び役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
	(4) 従業者の教育訓練の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
	(5)産業廃棄物処理に係る監査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
3	関連事業者に対する産業廃棄物の減量及び適正な処理の普及、支援等の取組・・・・	- 10
4	産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る情報の発信に係る取組・・・・・・・・・	• 1
5	処理を委託した産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組・・・・・・・・・	• 1
	(1)産業廃棄物の処理の委託先を選定するときに確認している事項 ・・・・・・・・	• 12
	(2)産業廃棄物の処理の過程において当該産業廃棄物に関して確認している事項 ・・・	- 14
	(3)産業廃棄物処理に係る費用の支払方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 15
	(4)委託先が産業廃棄物の適正な処理を行い得る状態が維持されているか ・・・・・	• 15
	確認している事項	
6	産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減するための取組・・・・・・・・・・	- 16
7	産業廃棄物の再生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 17
8	再生資源の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 17
9	その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
用	語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 18

この記入要領は、報告項目ごとに、報告いただく内容を解説したものです。報告 書作成の際に、報告書と照らし合わせてご利用ください。また、選択肢方式で報告 いただく項目については、選択する場合の基準について解説を加えていますので、 参考にしてください。

【報告書の記入要領】

〇 報告者名等の記入

報告年度、報告日、報告者住所・氏名、事業の種類、ホームページアドレス、事業場の名称及び規模、記入者の所属・氏名・連絡先を記入してください。

報告は、都内の事業場(工場)の産業廃棄物の処理に関するマネジメントを統括している組織ごと(本社、支社、支店等)の単位で行っていただくことを基本とします。

ただし、事業場が、本社や支社等から産業廃棄物の処理に関するマネジメントを一任されている場合には、事業場ごとに報告していただくことも可能です。

事業場の名称欄は、制度の規模要件に該当する全ての事業場の名称を略さず記入してください。事業場の規模欄は、従業員数を記入してください。

(記入例) 【平成17年度(製造業)】

平成17年11月10日

東京都知事 殿

報告者

住所 新宿区西新宿 2 - 8 - 1

氏名

(株)○○製作所 代表取締役社長 新宿 太郎

(EII)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

ホームペー	ホームページURL http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/index.				index.htm	
		名称	新宿工場			350 人
事業場の	事業場の名称 及び		立川工場			500 人
<i>></i>			八王子工場			400 人
当該事業場の従業者数		名称				人
		名称				人
記入者所属			東京都本社環境部	環境課		
記入者氏名			0000	電話番号	03-5388-×	×××

1 事業場における産業廃棄処理の概要

排出される産業廃棄物について、分別している種類ごとにその品目と、委託処理の 方法を記入してください。自己処理後に委託する場合には、「処理の方法」の欄に、 その旨を記入してください。

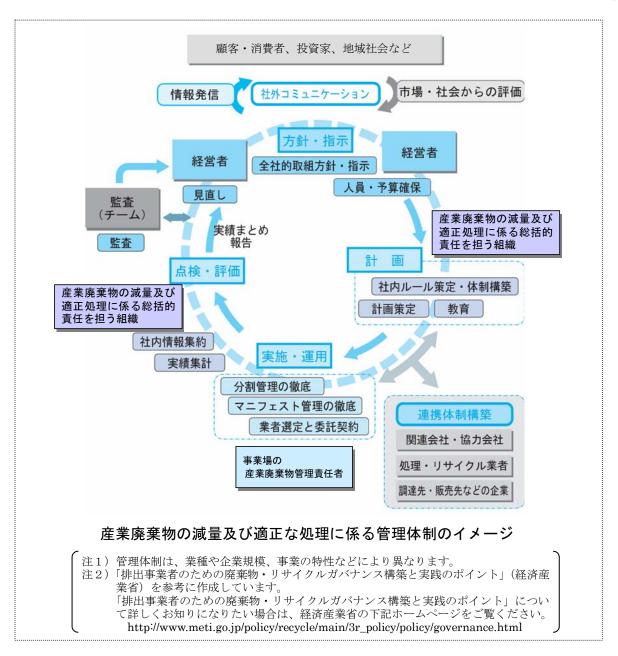
(記)	入例)					
	産業廃棄物の排出場所における分別品目					
	分別品目	処理の方法	分別品目	処理の方法		
	金属くず	圧縮				
	廃プラスチック	破砕				
	ガラスくず	破砕				
	汚泥	自己処理後に焼却				

2 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する事項

産業廃棄物を排出する企業にとって、法令を遵守した適正な処理やリサイクルが行われるよう最大限の努力を尽くすことは、企業の社会的責任(CSR)の中核的要素のひとつです。特に大企業には、適正処理に向けた取組を産業界全体に拡げて行く上で、主導的な役割を果たすことが求められます。

産業廃棄物の減量及び適正な処理を進め、不適正処理に巻き込まれるリスクを低減するためには、産業廃棄物の処理に関して経営者層の十分な認識と積極的な関与のもと、経営者から全従業者までを含む全社的な取組、さらには関連事業者まで含めた取組を行う体制を構築することが重要です。

このことを踏まえ、産業廃棄物の減量や適正処理についての企業方針、減量や適正 処理を確保するために中心となる組織及び産業廃棄物管理責任者の取組事項、従業者 の教育訓練、産業廃棄物処理に関する監査の実施状況について報告していただきます。



(1) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針

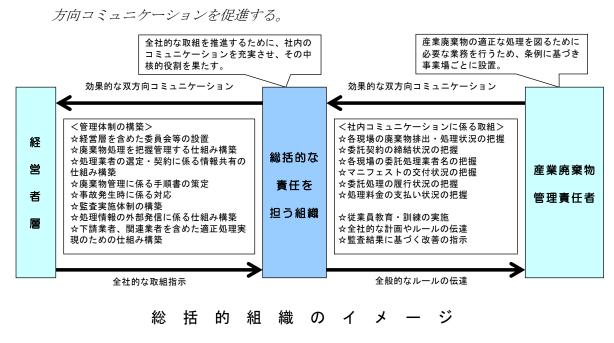
産業廃棄物の減量や、排出された産業廃棄物の適正な処理が確保されるように、 企業全体で取り組む上での理念や方針について 500 字以内で報告してください。文 字数の関係で、報告スペース内に収まらない場合には、方針の骨子を記入してくだ さい。

また、自社ホームページ上で方針を公表している場合には、公表しているホームページのアドレスも併せて記入していただいても結構です。

(2) 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総括的な責任を担う組織の設置及び取組の状況

「総括的な責任を担う組織」とは、社内の産業廃棄物の減量や、処理に関するマネジメントを推進するための、中核的な役割を果たす組織のことです。主な役割は次のような事項が挙げられます。

- 排出される産業廃棄物の減量や適正に処理するための社内の組織体制、ルールを構築する。
- 経営者層が関与して策定した社内ルールや計画・目標を排出場所となる事業場に伝達するとともに、排出場所の情報を集約した結果を経営者層に報告するなど、経営者層との双 方向コミュニケーションを促進する。



① 総括的な責任を担う組織(以下「総括的組織」という。)の名称

総括的な責任を担う組織の名称を記入してください。産業廃棄物の処理に関するマネジメントを専門に行うことを目的として設置されている組織でなくてもかまいません。例えば、総務関係の業務を行う組織が産業廃棄物処理に関するマネジメントも行っていれば、その組織の名称を記入してください。



② 総括的組織が取り組んでいる事項

社内における産業廃棄物の管理体制

産業廃棄物の減量や適正に処理するための社内の組織体制、ルールの構築に向 けて、総括的組織が取り組んでいる事項を選択肢の中から選択してください。

本報告様式は、選択肢の中から該当する事項を、選択する方式が中心となっておりま す。いずれの報告事項も該当する選択肢をすべて選択してください。また、選択肢に挙 げた事項以外の取組があれば、「その他」を選択し、具体的な取り組み内容を記入してく ださい。

なお、特に取り組んでいなければ、いずれの選択肢も選択しないでください。

限肢の解説)	
□ 経営者層を含めた、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する委員会等を設置している 経営者層が長となり、産業廃棄物の適正処理に関する計画・ルール等の決定や、経営者層が社内の取組について具体的に指示するなどの場として、会議や委員会が常時設置されていればチェックする。	•
□ 産業廃棄物処理の委託先の選定・契約に関与する組織の間で、産業廃棄物処理につい 必要な情報を共有している。	`~
□ 産業廃棄物処理の履行状況の確認に電子マニフェストを導入している。 電子マニフェストシステムを導入して、産業廃棄物の委託処理の履行状況を確認する体制 を構築していればチェックする。	
□ 産業廃棄物処理の履行状況の確認にGPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物 追跡システムを導入している。	J C
□ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。 産業廃棄物の処理が適正に行われるよう、その手順やルールを明記した文書(マニュアル や作業標準)を作成していればチェックする。併せて策定している手順書に含まれている内 容について選択する。	
<策定している手順書に含まれている内容> □ 適正な処理系託契約を行うための手順	

法令を遵守した委託契約が締結されるよう、契約に係る手順を定めた文書を作成し **| ていればチェックする。**

□ 適正な分別や保管の手順

再資源化に向けた分別、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の分別、腐敗性のある産 業廃棄物や液状の廃棄物などの保管を適正に行うための手順を定めた文書を作成して | いればチェックする。

□ 紙マニフェスト及び電子マニフェスト(以下「マニフェスト等」という。)の運 用を適正に行うための手順

法令を遵守したマニフェストの運用が行われるよう、マニフェスト運用に係る手順 を定めた文書を作成していればチェックする。

□ 処理施設を設置している場合、施設での適正な処理を行うための手順 自ら産業廃棄物の処理を行っている場合に、自己処理を適正に行うための手順を定 めた文書を作成していればチェックする。

(□ その他

□ 事故発生時の連絡対応の体制を構築している。

万が一、委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合や、事業場内で事故が発生した場 合など、緊急時に備えた連絡体制の構築や対応マニュアルの作成がなされていればチェック する。

□ 産業廃棄物の適正処理に係る内部監査の実施体制を構築している。	こめの体制]
□ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する情報を外部発信するための体制を構 る。	_
産業廃棄物の減量や適正処理確保に向けた取組について、広く都民等に発信する 制を構築していればチェックする。	るための体]
□ 子会社や部品メーカー等の関連事業者を含めた、減量及び適正処理確保のた 構築している。	_
自社だけにとどまらず、関連事業者(子会社や部品メーカー等)を含めて、減量 正な処理を行うための体制を構築していればチェックする。	』促進や適 ∫
□ 事業者自らが産業廃棄物の処理を行う施設を管理運営するための体制を構築 自ら産業廃棄物の処理を行っている場合、自ら処理する施設を管理運営するため 構築していればチェックする。	
□ その他 ()
イ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する社内のコミュニケーション	
経営者層からの指示伝達や、排出場所となる事業場の情報の集約並で	
層への定期的な報告といった、双方向のコミュニケーションを促進する 括的組織が取り組んでいる事項を選択肢の中から選択してください。	るために総
(選択肢の解説)	
□ 産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績を把握している。	
産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績について把握していればする。	ボチェック
□ 有害化学物質の使用状況を把握している。	ιばチェッ]
□ 産業廃棄物の処理に関する委託契約の締結状況を把握している。	屋していれ]
□ 産業廃棄物の委託処理に関するマニフェスト等の運用状況を把握している。 無マニフェスト及び電子マニフェストの運用状況を把握していればチェックする て、把握している内容について選択する。	る。併せ
<把握している内容> □ 紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況	
紙マニフェスト(控)の確認(電子マニフェストについては情報処理セン 登録内容の確認)により、交付者、交付日(電子マニフェストについては登 者、引渡し日)、廃棄物の種類及び数量等を把握していればチェックする。	
□ 処理業者からの紙マニフェスト(写)の送付状況	紙マニ
□ マニフェスト等の確認による、委託処理の履行状況	
□ 紙マニフェスト(写)の保存状況)保存状況
□ その他 (□ 産業廃棄物の委託処理に関する料金の支払状況を把握している。)
日 産業廃棄物の安託処理に関する科金の文払状況を行強している。 「 各契約における処理料金を把握するとともに、料金の支払時期を処理の履行状況 て押握していればチェックする	兄と照合し)

□ 従業者の教育訓練を実施している。]
□ 産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画やルールを伝達している。⑥ 産業廃棄物の適正処理について定めたルールを、従業者に伝達するための活動(社内文書への掲載や掲示板での掲示など)を行っていればチェックする。	
□ 産業廃棄物の適正処理に係る監査の指摘事項に関する改善を指示している。 【監査での指摘等を踏まえ、改善すべき事項を具体的に指示していればチェックする。 □ その他 ()

(3) 産業廃棄物管理責任者の役職及び役割

「産業廃棄物管理責任者」は東京都廃棄物条例第 14 条第 1 項で、事業場ごとに 選任が義務付けられています。産業廃棄物管理責任者は、当該事業場から排出され る産業廃棄物の処理に関する権限を有するものであって、廃棄物処理について十分 な知識を有するもののうちから選任することとされています。

また、産業廃棄物管理責任者の役割は、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量のための取組及び処理の状況を常に把握し、必要と認めるときは、その処理の方法等について改善のための措置を講ずることとされています。産業廃棄物管理責任者は、一事業場で、複数選任することも可能です。

① 産業廃棄物管理責任者の役職

産業廃棄物管理責任者に選任されている方の役職名を記入してください。 複数名の産業廃棄物管理責任者を選任している場合は、すべての責任者の役職 名を記入してください。

(記入例)

東京本社環境部長、新宿工場長、立川工場長、八王子工場長

② 産業廃棄物管理責任者が取り組んでいる事項

産業廃棄物管理責任者が取り組んでいる事項を選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)

- □ 産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績を把握している。 **産業廃棄物の排出状況、分別状況、保管状況、処理実績について把握していればチェック** する。 □ 有害化学物質の使用状況を把握している。
- 有害化学物質を含んだ試薬などの購入量、使用量、保管状況などを把握していればチェックする。

□ 産業廃棄物の姿託処理に関するマニノエスト等の運用状況を把握している。	
<把握している内容> □ 紙マニフェストの交付状況及び電子マニフェストの登録状況 紙マニフェスト(控)の確認(電子マニフェストについては情報処理センターへの登録内容の確認)により、交付者、交付日(電子マニフェストについては登録担当者、引渡し日)、廃棄物の種類及び数量等を把握していればチェックする。	
□ 処理業者からの紙マニフェスト(写)の送付状況 { 紙マニフェストを使用している場合に、処理業者から処理終了を知らせる紙マニ {フェスト(写)が送付された日を把握していればチェックする。]
□ マニフェスト等の確認による、委託処理の履行状況 紙マニフェストについては、交付したマニフェスト(控)と送付されたマニフェスト(写)を照合確認を、また、電子マニフェストについては情報処理センターへの確認を行い、委託処理の履行状況を把握していればチェックする。	$\Big]$
□ 紙マニフェスト(写)の保存状況 (紙マニフェストの場合に、照合確認後に保存しているマニフェスト(写)の保存状況 を把握し、内容を直ちに確認できる状況にあればチェックする。	
□ その他 () □ 産業廃棄物の委託処理に関する料金の支払状況を把握している。 「 処理委託契約における処理料金を把握するとともに、料金の支払時期を処理の履行状況と 照合して把握していればチェックする。	
□ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する手順書を策定している。	
<策定している手順書に含まれている内容> □ 適正な処理委託契約を行うための手順)
□ 適正な分別や保管の手順 再資源化に向けた分別、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の分別、腐敗性のある産業廃棄物や液状の廃棄物などの保管を適正に行うための手順を定めた文書を作成していればチェックする。	
□ マニフェスト等の運用を適正に行うための手順	
□ 自ら処理を行うための施設を設置している場合、施設での適正な処理の手順	
□ その他 (□ 従業者の教育訓練を実施している。 「 産業廃棄物の減量及び適正処理に向けて、従業者の教育訓練を行っていればチェックす る。)
□ 産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画やルールを伝達している。 「産業廃棄物の適正処理について定めたルールを、従業者に伝達するための活動(社内文書 への掲載や掲示板での掲示など)を行っていればチェックする。)
□ 産業廃棄物の適正処理に係る監査の指摘事項に関する改善を指示している。 「監査での指摘等を踏まえ、改善すべき事項を具体的に指示していればチェックする。)

(4) 従業者の教育訓練の実施状況

組織全体で取り組むには、従業者に対して教育訓練を行い、減量および適正処理

に対する意識の向上を図り、個々の従業者の役割を周知徹底することが重要です。

① 全従業者を対象とした研修の内容

産業廃棄物を排出する事業場に勤務する、すべての従業者を対象に実施している研修の内容について選択肢の中から選択してください。

また、従業者1人あたりの研修受講頻度を記入してください。

(選択肢の解説)	
□ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する経営上の方針について	
□ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する計画や目標について	
□ 産業廃棄物の適正な分別、保管の徹底について { 研修を通じて、分別の重要性、分別・保管ルールの周知がなされていればチェックする。 })
□ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する各従業者の役割について	
□ 産業廃棄物の減量及び適正処理に関するルールについて	
□ 廃棄物関係法令の概要について { 研修を通じて、廃棄物関係法令の概要について周知がなされていればチェックする。]]
□ 外部機関が行う、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する研修を受講	
□ その他 (<従業者の研修受講頻度: (頻度の記入例) 1回/年、毎年、1年に1回 >	

② 産業廃棄物管理責任者を対象とした研修の内容

産業廃棄物管理責任者を対象に実施している研修の内容について選択肢の中から選択してください。また、産業廃棄物管理責任者1人あたりの研修受講頻度を記入してください。

を記入してくたさい。 (選択肢の解説) □ 廃棄物関係法令について 研修を通じて、排出事業者として法令上遵守しなければならない事項について周知がなされていればチェックする。 □ 従業者の教育について 「従業者を対象とした教育訓練の方法について、研修が行われていればチェックする。 □ 優れた取組を行っている他事業場の排出現場の視察や取組事例の紹介 「優れた取組を積極的に取り入れるため、自社の他事業場及び他の事業者の排出現場や保管場所等の視察をしていればチェックする。 □ 処理委託先の施設の視察を行い、その処理に見合った分別を再確認 「自ら排出した廃棄物が適正に処理されていることを確認すると共に、社内における分別等の重要性を再確認することを目的として、委託処理業者の施設の視察を行っていればチェックする。

□ 外部機関が行う、産業廃棄物の減量及び適正処理に関する研修を受講	講習会等に定
□ その他 (<産業廃棄物管理責任者の研修受講頻度: 受講頻度を記入) >

③ 教育訓練用テキストの作成状況

教育訓練に使用するテキストの作成状況について選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説) □ 社外で作成されたテキストを活用している。 「行政の作成したパンフレットや市販の環境教育用テキスト、環境関連誌などを、補助的に使用していればチェックする。 □ 全従業者を対象とした教育訓練用のテキストを作成している。 全従業者を対象とした教育訓練用のテキストを自社で作成し、教育訓練に使用していればチェックする。 □ 産業廃棄物管理責任者を対象とした教育訓練用のテキストを作成している。 「産業廃棄物管理責任者を対象とした教育訓練用のテキストを自社で作成し、教育訓練に使用していればチェックする。

④ 教育訓練の効果促進に向けた取組

教育訓練の効果を、さらに高めるに取り組んでいる事項について選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)

□その他

	産業廃棄物の減量及び適正処理に係る取組に関して提案募集制度を導入している。
1	「 事業場で減量や適正処理に取り組む従業者から、取組に関する改善提案を公募する制度が
	あればチェックする。

□ 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る取組事例の発表会を開催している。 事業場における減量及び適正な処理を行うための取組事例の発表会を、定期的に開催して いればチェックする。

□ 産業廃棄物の減量及び適正処理に係る優れた取組に対して、社内表彰制度を導入している。

「産業廃棄物の減量及び適正処理のための優れた取組事例に対して表彰する制度があれば チェックする。

□ その他 ()

(5) 産業廃棄物処理に係る監査の実施状況

産業廃棄物の減量や適正な処理への取組の成果や改善点を把握するには、監査を 実施することが有効です。監査結果は経営者層に報告するとともに、必要に応じて 取組内容を改善していくことが重要です。

① 産業廃棄物処理に関する内部監査の監査項目

産業廃棄物処理に関して実施している内部監査の監査項目について、選択肢の中から選択してください。

また、内部監査の実施頻度も記入してください。監査の対象となる組織が複数 ある場合(本社、支社、事業場など、それぞれに監査を実施している場合。)に は、1組織に対する平均的な実施頻度を記入してください。

(選択肢の解説)	
□ 処理委託契約書の内容に関する事項処理委託契約書の内容、保存の状況などに関する事項を監査の対象にしていればチ する。	・エック
□ マニフェスト等の運用に関する事項	況の確
る。 □ 産業廃棄物の分別状況 □ 事業場内における産業廃棄物の分別に関する事項を監査の対象にしていればチェッ る。	クす
□ 産業廃棄物の保管状況	ば
□ 産業廃棄物の減量や適正な処理に関する計画等の達成状況	の対象
□ 自ら処理を行う場合の処理状況	ていれ
□ その他 (<内部監査の実施頻度: 実施頻度を記入する。) >

② 産業廃棄物処理に関する外部監査の導入頻度

産業廃棄物処理に関する外部監査を導入している場合、監査の頻度を記入してください。監査の対象となる組織が複数ある場合(本社、支社、事業場など、それぞれに監査を実施している場合。)には、1組織に対する平均的な頻度を記入してください。

(頻度:頻度を記入する。)

(記入例)

② 産業廃棄物処理に関する外部監査の頻度

3 関連事業者に対する産業廃棄物の減量及び適正な処理の普及、支援等の取組

自社における廃棄物管理を徹底するとともに、関連事業者(子会社、部品メーカー、定期的に原材料や薬品等を納入する事業者等をいう。)と幅広く連携して取り組むことで、不適正処理のリスクを下げることが出来ます。ここでは、関連事業者への普及や支援などの取組について報告していただきます。

① 子会社を含めた取組

子会社を含めて取り組んでいる事項について選択肢の中から選択してください。 子会社を有さない場合は、「子会社を有していない」を選択してください。

(選択肢の解説)□ 子会社を有していない。[子会社を有していなければチェックする。

□ 産業廃棄物の適正な処理に関する情報を共有している。 「産業廃棄物の減量や適正に処理するために必要な情報を、子会社と共有していればっ つする。	チェッ	
□ 子会社も含めた研修や勉強会を実施している。 (頻度: 頻度を記入する))	
		_
子会社も含めて、産業廃棄物の減量や適正処理に関する研修や勉強会を実施しています。チェックし、その頻度を記入する。	hば	
	\	
□ その他 ()	
② 部品メーカー、原材料や薬品等の納入事業者を含めた取組		

部品メーカー、原材料や薬品等を定期的に納入している事業者を含めて取り組んでいる事項について選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)	
□ 産業廃棄物の適正な処理に関する情報を共有している。	
産業廃棄物の減量や適正に処理するために必要な情報を、部品メーカー、原の納入事業者と共有していればチェックする。	材料や薬品等
□ 納入事業者も含めた研修や勉強会を実施している。 (頻度: 頻度を 記 「 部品メーカー、原材料や薬品等の納入事業者も含めて、産業廃棄物の減量や	
する研修や勉強会を実施していればチェックし、その頻度を記入する。	/過正处理に関
□その他()

4 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る情報の発信に係る取組

自社の産業廃棄物の減量や適正な処理を確保するための取組等で、外部に向けて 公表している内容と公表の方法について、選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)□ 産業廃棄物の減量及び適正処理産業廃棄物の減量及び適正な処表方法を選択する。		していればチェックし、公	
<公表方法> □ 事業場内での掲示 □ ホ □ その他 (□ 産業廃棄物の排出状況・処理状		□環境報告書への掲載)
[産業廃棄物の排出状況及び処理		し、公表方法を選択する。]
<公表方法> □ 事業場内での掲示 □ ホ □ その他 (ームページへの掲載	□ 環境報告書への掲載)
□ 自ら処理を行う場合の、処理施 自ら処理を行う場合に、処理施 質を測定し公表していればチェッ	設から排出される排ガスや排水		
<公表方法> □ 事業場内での掲示 □ ホ □ その他 (ームページへの掲載	□環境報告書への掲載)
□ その他 (<公表方法>	10° 250の担事	口煙塩却化事。の相共)
□ 事業場内での掲示□ よ□ その他(ームページへの掲載	□ 環境報告書への掲載)

5 処理を委託した産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。不適正処理のリスクを低減する には、委託する産業廃棄物の量や種類に見合った処理業者と委託契約を締結し、産 業廃棄物を引き渡した後も処理の履行状況を常に把握し、委託管理を行うことが重要です。

ここでは、処理の委託先を選定する際に確認している事項や産業廃棄物を引渡した後の確認事項、処理費用の支払方法、契約締結後も委託先に定期的に確認している事項について報告をしていただきます。

(1) 産業廃棄物の処理の委託先を選定するときに確認している事項

産業廃棄物の収集運搬の委託先、中間処理及び最終処分の委託先を選定する際に 確認している事項について、選択肢の中から選択してください。

① 収集運搬業者を選定するときに確認している事項

(選択肢の解説)	
□ 自社との過去の契約実績を確認している。 「 自社との過去の契約実績を確認していればチェックする 。	
□ 複数の収集運搬業者の料金を比較している。 [複数の収集運搬業者の料金を比較していればチェックする 。	
□ 許可証の内容を確認している。 収集運搬業者の許可証又は許可証(写)から、委託する産業廃棄物を運搬するための許可 を取得していることを確認していればチェックする。併せて確認内容を選択する。	
<確認内容>□ 許可の期限□ 許可品目□ 積込み場所と運搬先の許可の有無□ 積替え保管の有無□ その他 (
」	
□ 処理業者団体に照会している。委託する産業廃棄物の収集運搬が可能な業者はどこか、処理業者団体に照会していれば チェックする。	
□ 収集運搬業者選定のためのチェックリストを作成して活用している。 「 収集運搬業者を選定するためのチェックリストを作成し、選定の際に活用していれば チェックする 。	
□ 都の報告・公表制度の対象である収集運搬業者(積替え保管を含む)の場合には、公表されている報告内容を参考にしている。	
(<参考にしている内容> □ 事業概要 □ 報告期間末の施設の現況 □ 処理実績 □ その他 ()	
□ 積替え保管を伴う場合には、積替え保管施設を現地確認している。	
<確認内容> □ 実際に保管されている産業廃棄物の種類 □ 保管量 □ 飛散や流出の防止対策	
□ 廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容□ その他 ()□ 従業者の教育訓練の実施状況を確認している。	
[収集運搬業者の従業者に対する教育訓練の実施状況を確認していればチェックする。	
□ 車両事故等の緊急時における対応方法を確認している。	

財務状況を確認している。	-
収集運搬業者の財務状況を確認していればチェックする。]
電子マニフェストの導入状況を確認している。	
を選定の要件としていればチェックする。 とを選定の要件としていればチェックする。	5=]
. GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムの導入状況を確認 いる。	認して
ITを活用した産業廃棄物の追跡システムを使用するために、収集運搬業者が追跡シスムを導入していることを選定の要件としていればチェックする。	マテ]
その他 ())

② 処分業者を選定するときに確認している事項

(選択肢の解説)	
□ 自社との過去の契約実績を確認している。)
□ 複数の処分業者の料金を比較している。 「 複数の処分業者の料金を比較していればチェックする。)
□許可証の内容を確認している。	, ,
	'
<確認内容> □ 許可の期限 □ 許可品目 □ 処理方法 □ 処理能力 □ その他 ()	
□ 委託する産業廃棄物の品目の処分方法や処分実績を確認している。 { 委託する産業廃棄物の処分方法や処分実績を確認していればチェックする。]
□ 処理業者団体に照会している。 「委託する産業廃棄物の処分が可能な業者はどこか、処理業者団体に照会していればチェッ	, ₎
安記 9 る 住来 廃来 物の 処力 が 可能 な 来 有 は と こが、 処	
□ 処分業者選定のためのチェックリストを作成して活用している。 ω分業者を選定するためのチェックリストを作成し、選定の際に活用していればチェック する。	']
□ 都内での処分を委託する場合は、都の報告・公表制度の内容を参考にしている。	
- <参考にしている内容> □ 事業概要 □ 報告期間末の施設の現況 □ 処理の実績	
□ 処分業者の施設を現地確認している。 { 中間処理施設など、施設の状況を現地で確認していればチェックする。)
<確認内容> □ 処理されている産業廃棄物の品目 □ 処理方法 □ 処理前、処理後の産業廃棄物の保管量 □ 飛散や流出の防止対策	
□ 廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容□ その他 ()	
□ 従業者の教育訓練の実施状況を確認している。∫ 処分業者の従業者に対する、教育訓練の実施状況を確認していればチェックする。)
□ 中間処理を委託する場合、中間処理後の残さの処分先(最終処分場等)を現地で確認 ている。	忍し
で、ぶ。 中間処理を委託する場合に、中間処理後の産業廃棄物(処理残さ)の処分先施設(最終処分場など)を、現地で確認していればチェックする。併せて確認している内容を選択する。	<u>r</u>
~確認内容> □ 柳みされている産業廃棄物の種類 □ 見終加公児の飛友家長	
□ 搬入されている産業廃棄物の種類 □ □ 最終処分場の残存容量	

 □ 廃棄物処理法で記載と備付けが義務付けられている帳簿の内容 □ その他 (□ 危機管理体制を確認している。 「事故が発生した場合などに備えて、迅速な連絡体制が構築されていることのニュアルの有無を確認していればチェックする。)確認や対応マ]
□ 環境保全への取組状況を確認している。	且み状況を確認
□ 財務状況を確認している。	〕
□ GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムの導入いる。	_
□ その他 ()
(2) 産業廃棄物の処理の過程において当該産業廃棄物に関して確認して 産業廃棄物を委託先に引き渡す際や、引渡し後の履行状況を確認す	
(2)産業廃棄物の処理の過程において当該産業廃棄物に関して確認して	っつする。

□ GPSやICタグ等のITを活用して処理の履行状況を確認している。

| 履行状況を随時確認していればチェックする。

□ その他 (

GPSやICタグ等のITを活用した産業廃棄物の追跡システムを導入して、委託処理の

□ すべてのマニフェスト等と契約書の内容を突合して、委託の履行状況を再確認している。 **委託処理の終了後に、マニフェスト等と処理委託契約書の内容を突合して、委託の履行状 況の再確認を行っていればチェックする**。

)

(3) 産業廃棄物処理に係る費用の支払方法

処理費用の直接の支払い先と支払い時期について、選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)			
□ 収集運搬業者、処分業者に個別に支払っている。 処理費用を収集運搬業者、処分業者それぞれに個。 て費用の支払時期を選択する。なお、収集運搬と処についても、本選択肢にチェックする。	別に支払っていればチェックする。		
<支払時期> (収集運搬業者への支払時期)			
□ 収集運搬業者に引き渡す時点 「収集運搬業者に引き渡した後、運搬終了を確認していまでである。」 「収集運搬業者に引き渡した後、運搬終了を確認した後、運搬終了を確認しています。」 「収集運搬業者に引き渡した後、運搬終了を確認しています。」 「「「「「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」 「」 「」 「」 「	確認する前に支払っていればチェッ	ックす Ì	
ತ .			
□ 運搬の終了を確認後	チェックする。)	
□ 処分委託先での処分の終了を確認後 □ 中間処理を委託している場合には委託先での	지中国加州状物フェナー した攻勃	+-继入	
に、最終処分を委託している場合には最終処分 ていればチェックする。			
□最終処分の終了を確認後		J	
✓ 中間処理を委託した場合の処理残さを含めて後に支払っていればチェックする。	(、	忍した	
□ その他 ()	
(処分業者への支払時期) □ 処分委託先での処分の終了を確認後	□ 最終処分の終了を確認後		
□ その他 (□ 処分業者に一括して支払っている。)	
収集運搬の費用も併せて処分業者に一括して支払 支払時期を選択する。	っていればチェックする。併せてヨ	費用の	
<支払時期> □ 運搬の終了を確認後	□ 委託処分先での処分の終了	を確認後	÷
□ 最終処分の終了を確認後		\	
□ その他 (□ 収集運搬業者に一括して支払っている。)	
	っていればチェックする。併せてラ	費用の	
<支払時期> □ 収集運搬業者に引き渡す時点	□ 運搬の終了を確認後		
□	□ 最終処分の終了を確認後)	

(4) 委託先が産業廃棄物の適正な処理を行い得る状態が維持されているか確認している事項

委託契約を締結した後も、契約内容を遵守して適正な処理を行い得る状態にあるか確認している事項について、選択肢の中から選択してください。

(選択肢の解説)□ 許可内容の変更の有無を確認計可期限が切れていないか、ればチェックする。併せて確認	契約時と許可内容に変更がないか等を、定期	目的に確認してい]
(確認頻度	確認頻度を記入)

	□ 行政処分の状況を確認している。 【 行政処分により許可の取り消して いかを、定期的に確認していればす	5事業停止命令を受け、営業できなくなっ [~] Fェックする。併せて確認頻度を記入する。	ていることがな
	(確認頻度 □ 委託先と意見交換を実施している	確認頻度を記入 る。)
		法令などについての意見交換や情報交換を	を定期的に行っ
	(確認頻度 □ 委託先が都の報告・公表制度の対 いる。	確認頻度を記入 対象となる事業者である場合には、公表) 長内容を確認して
	(委託先が東京都廃棄物条例に基づ	づく、産業廃棄物収集運搬業者又は処分業 いる報告内容を定期的に確認していればチ:	
	(確認頻度	確認頻度を記入)
	□ 委託先の処分業者の施設を定期的	的に現地確認している。 E定期的に現地で確認していればチェックで	する。併せて確
	(確認頻度 □ 中間処理を委託している場合は、 ている。	確認頻度を記入 中間処理後の残さの処分先施設を定期	別的に現地確認し
	「 中間処理を委託している場合に、	中間処理した後の処理残さの処分先施設 \ればチェックする。併せて確認頻度を選打	
	(確認頻度□ その他 ((確認頻度	確認頻度を記入)))
	産業廃棄物の処理に伴う環境への 産業廃棄物の処理に伴う環境への	負荷を、より少なくするために取	対組んでいる
事	項について選択肢の中から選択し	てください。	
	選択肢の解説) □ 排出抑制の目標を設定している。 「 産業廃棄物の排出抑制の目標値を設定し	. ていればチェック する.	j
[」_資源化目標を設定している。	学物質を含んだ産業廃棄物以外のものにつ	いて、資
	□ 原材料等の発注及び使用を計画的に行 原材料等の発注及び使用は、必要に応し るなど計画的に行い、産業廃棄物の排出	じた量を購入し、使用期限の迫ったものか	ら使用す
[□ 有害化学物質を含まない産業廃棄物に	ついては、再使用、マテリアルリサイ	クル、サーマル

環境への影響を考慮し、有害化学物質を含まない産業廃棄物については、廃棄物の素材に応じた適切な再生や処理の方法がとられるように、ルールを決めて処理方法を選択していれ

質を測定し、その結果に基づき施設等の改善を行っていればチェックする。

「ライフサイクルアセスメント(LCA)手法を導入していればチェックする。

リサイクルの優先順位に配慮した処理方法を選択している。

□ ライフサイクルアセスメント(LCA)手法を導入している。

ばチェックする。

□ その他 (

7 産業廃棄物の再生状況

排出される産業廃棄物のうち、有害化学物質を含んだ産業廃棄物以外の産業廃棄物について、資源化率と資源化の内容について記入してください。資源化は、委託処理後に資源化されるものも含まれます。



8 再生資源の利用状況

事業場において活用している再生資源及び再生品があれば記入してください。

9 その他の取組

産業廃棄物の減量及び適正な処理を確保するための取組で、これまで報告した内容以外の取組があれば 1,000 文字以内で記入してください。

用 語 解 説

あ行

ICタグ

様々な情報が記録できる無線ICチップを内蔵したタグ(荷札)のこと。ICチップとアンテナから構成されるICタグは、電波を利用することで、複数のタグを一括して読み取ることや離れた場所から読み取ることができるなど、バーコードにはない特徴を有している。今後はバーコード機能の代替のみならず、ネットワークとの結びつきを深めつつ多様な分野で利用されることが期待されている。

か行

感染性廃棄物

病院や診療所などの医療関係機関等から発生し、感染のおそれのある廃棄物のこと。血液等、臓器、注射針、血液等が付着したガーゼ、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられた試験 管などがある。特別管理産業廃棄物に該当する。

(廃棄物処理法施行令第2条の2第4項)

企業の社会的責任(CSR)

現在、企業に求められる社会的な責任は、従来の経済的・法的な企業の責任を大きく超えた概念にまで広がっており、企業と何らかの利害関係を有する主体として顧客、株主、従業員のほか、取引先、地域住民、金融機関など、多くの主体が含まれるようになってきている。企業にとって、これら利害関係者との関係をこれまで以上に大切にし、具体的かつ実効性のある配慮行動をとることの重要性が増しており、国内では環境への取組状況から企業を選定するエコ・ファンドや、より広範な観点から企業を評価する動きが活発化している。(Corporate Social Responsibility)

さ 行

サーマルリサイクル

熱エネルギーの回収を目的としたリサイクル方法のことで、廃棄物発電はその一つである。

最終処分

埋立処分場での埋立等により廃棄物を最終的に処分すること。

産業廃棄物処理業者

他人から産業廃棄物の処理(収集運搬、処分)の委託を受けて、その当該区域を管轄する知事の許可を受けて、業として行う者の総称である。収集運搬業者は、産業廃棄物の積込み場所と荷卸し場所の両方の許可が必要である。処分業は、焼却処理や破砕処理などを行う中間処理業と中間処理後の残さ物などを埋め立てる最終処分業がある。

GPS

Global Positioning System 「全地球測位システム」。人工衛星を利用して自分が地球上のど

こにいるのかを割り出すシステムで、カーナビゲーションシステムに利用されている。GPSを活用し産業廃棄物の収集運搬車両の位置情報を管理することで、リアルタイムに産業廃棄物の移動情報が把握できる。

た行

中間処理

廃棄物の最終処分を行うために、廃棄物を処理する工程を言い、脱水や焼却、破砕などの処理 を行うこと。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして法令で定めたもの。廃油、感染性廃棄物、PCB廃棄物などがあり、普通の廃棄物とは別に処理基準が定められ、業の許可も区別されている。(廃棄物処理法第2条第5項)

積替・保管

運搬してきた廃棄物を一時的に集積し、また、他の車両に積み替える作業を行うこと。積替え保管を行う場合は、①あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること ②搬入された廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えないこと ③搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出することなど、保管基準の定めがある。

ま行

マテリアルリサイクル

物質素材として回収することを目的としたリサイクル方法のこと。プラスチックのマテリアルリサイクルには、材料化やモノマー化のほか高炉やコークス炉の原料としての利用がある。